

ホームレスの生活保護申請

新宿区の却下認めず

東京地裁

生活保護の受給要件を満たしていたのに申請を却下されたのは不当だとして、路上生活をしているたホームレスの男性(61)が東京都新宿区の却下取り消しなどを求めた訴訟の判決で、東京地裁は8日、男性側主張を認め、却下決定を取り消した。

男性は2008年に生活保護を申請したが、区福祉事務所は「(生活保護の前提となる)就労の努力をしていない」などとして却下。男性側は「住所や連絡先のない状態では働きたくても働けな

かった原告にとって、勤労意欲はあっても、すぐに働く場を得ることはできなかった」と結論付けた。

川神裕裁判長は男性には勤労意欲があったと認めた上で「確実な連絡先を持たず身だしなみを整えるお金も持っていない

被災関連死に
茨城の4人認定
茨城県北茨城市と笠間市は8日までに、東日本大震災後に死亡した78歳、80歳の女性3人や、地震

で心筋梗塞を起こして約3カ月後に亡くなった60代男性を「災害関連死」と認定した。

茨城県での大震災の災害関連死は、8月に認定された銚田市の10代男性を含め5人となった。

笠間市によると、男性は震災当日の3月11日、震災で石塀が倒れるなどの光景にショックを受け、自宅で急性心筋梗塞のため倒れた。容体が回復しないまま6月中旬に死亡した。

避難所や老人施設などで体調が悪化し、3月中旬に4月上旬に急性心不全などで死亡した。

北茨城市によると、女性3人は沿岸部に住んで津波により被災。その後、

いづれも遺族が相談し、両市で審査した。災害弔慰金が遺族に支給される。

福島市の線量
1マイクロシーベルトを下回る

東北、関東各都県で7日午前9時から8日午前9時に観測された最大放射線量は、6、7日に比べ、東北で低下が目立った。文科科学省の集計によると、福島市で毎時0・990マイクロとなり、1

生活保護「義務づけ」判決

新宿区敗訴

東京都新宿区で路上生活をしていた男性(61)が、生活保護が認められなかったのは違法だとして区を訴えた訴訟で、東京地裁は8日、保護申請を却下した区の決定を取り消した上で、男性の生活保護を区に義務づける判決を言い渡した。

司法制度改革で行政事件訴訟法が改正され、裁判で行政に「処分の義務づけ」

を求めることができると明示された。生活保護を自治体に義務づける判決は異例。男性の代理人の宇都宮健児弁護士は「生活保護は憲法上の権利であり、堂々と行使されている。抑制する動きがあるなか、大きな意味のある判決だ」と評価した。

期間工や警備員として働いていた男性は、2008年5月に路上生活となり、

区に生活保護を申請したが却下された。

川神裕裁判長は一般論として、「実際に働いていなくても、働く意思が客観的に認められれば、自ら生活を維持するため努力を尽くしているといえる」と述べ、生活保護を認めるべきだと判断した。

この男性については、路上生活者を支援する雑誌を売るなど働く意思があり、

ハローワークに通っていた事情などを指摘。「男性は生活維持のため努力していた」と認め、生活保護の却下は違法と結論づけた。

区側は「ハローワークで男性に合う求人は複数あったのに、十分な努力をしなかった」と主張していた。

男性は提訴後、板橋区に生活保護申請を認められ、老人介護施設で働くようになった。新宿区は「判決理由を詳細に検討したい」とのコメントを出した。

て、同様に内家らの
意見を開きながら出
火原因の特定を進め
アバートの
備していた

亡した四人は、住民の
うち七十代の三人と、
五十代の一人で、いず
れも生活保護受給者と
みられる。アバートに
は二十六室あり、大半
は四畳半の部屋。風呂
はなく、一部の部屋以
外の住民は共同トイレ
を使っていた。

生活保護却下は違法

路上生活の男性勝訴

東京地裁判決

つた炎の
の片側に
四畳半一間
活の存在を
らせた多
は適量給湯が
アバートに
か。昔圓を

「働けるのに働いて
いない」として生活保
護の申請を却下したの
は違法だとして、路上
生活をしてきた男性
がここが東京都新宿区に
却下処分を取り消しを
求めた訴訟の判決が八
日、東京地裁であつ
た。川神裕裁判長は違
法性を認めて却下処分
を取り消し、生活保護
開始を決定するよう命
じた。

か 屋

判決によると、男性
は二〇〇八年六月に生
活保護を申請したが、
新宿区は「業種を問わ
なければ仕事は十分確
保できる。働く能力が
あるのに活用せず、保
護要件を満たしていな
い」と主張した。

能力も意思もあつた
が、住む場所がなく、
身だしなみを整えて企
業の面接に出掛ける所
持金がなかつたと認
定。「生活に困窮する
者が、働く意思があつ
ても直ちに就労の場を
得られない」と指摘
し、男性の申請は保護
要件を満たしていたと
判断した。

刑囚(五五)教祖名麻原
彰晃の二度目の再審
請求について、東京地
裁(吉村典晃裁判長)
が五月に棄却する決定
をしてきたことが八
日、関係者への取材で
分かった。
決定は五月九日付。
松本死刑囚側は決定を
不服として同月十六日
に東京高裁(八木正一
裁判長)へ即時抗告し、
審理が続いている。
松本死刑囚の再審請
求は、次女が二〇〇八
年十一月に最初の請求
をし、〇九年三月に東
京地裁が棄却。その
後、東京高裁、最高裁で
も認められなかった。
最高裁が退けた直後の

松本死刑囚の 再審を認めず

2度目、東京地裁

也、夫、ハニコト

一)三)し)手、ス民手

生活保護申請却下

処分取り消し命令

東京都新宿区で路上生活をしていた男性(61)が、「仕事をしない意思がない」との理由で生活保護の申請を却下されたのは不当だとし、同区に却下の取り消しなどを求めた訴訟で、東京地裁は8日、取り消しを認め、同区に生活保護の開始

決定をするよう命じる判決を言い渡した。川神裕裁判長は「男性に働く意思はあったが、確実な連絡先がなかったため就職は困難だった」とし、生活保護の要件は満たしていたと判断した。

判決によると、男性は2008年6月、アパートに入居しながら求職活動をするために生活保護を申請したが、ホームレスの自立支

援事業の利用を拒否したことなどから、区側は「就職する真摯な努力をしていない」として却下した。川神裁判長は、男性が同年8月に板橋区から生活保護の開始決定を受け、就職した点などを根拠に、働く意思があったと認定した。

新宿区は「今後、控訴するかどうかを考えたい」とコメントした。